

新潟市消防団員の服制並びに制服等の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月26日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第16号

新潟市消防団員の服制並びに制服等の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則

新潟市消防団員の服制並びに制服等の支給及び装備品の貸与に関する規則（昭和37年新潟市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2基本団員の項中

「

アポロキャップ	1着	10年
---------	----	-----

を

」

「

アポロキャップ	1個	10年
---------	----	-----

に改め、同表機能別団

」

員の項を次のように改める。

機能別団員	大規模災害団員	活動上衣	1着	10年
		活動ズボン	1着	10年
		アポロキャップ	1個	10年
		手袋	1双	5年
		作業シャツ	1着	5年

		長靴	1 足	1 0 年
		機能別団員ベスト	1 着	1 5 年
		消防団員手帳	1 冊	
	広報支援団員	アポロキャップ	1 個	1 0 年
		機能別団員ベスト	1 着	1 5 年
		消防団員手帳	1 冊	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。